

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第53条関係)
- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

議第 38 号

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条第 2 項中「第 22 条の 11」を「第 22 条の 13」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県環境影響評価条例新旧対照表

旧	新
第1条～第52条 省略 (適用除外) 第53条 省略 2 第2章の2の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第<u>22条の11</u>に規定する整備については、適用しない。 第54条以下 省略	第1条～第52条 省略 (適用除外) 第53条 省略 2 第2章の2の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第<u>22条の13</u>に規定する整備については、適用しない。 第54条以下 省略